平成２７年（フ）第７号
長崎県諫早市上町７番５－1101号　大蔵マンション、前住所福岡市博多区博多駅南４丁目３番１号
債務者　作田　宗一
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２７５号
埼玉県幸手市大字神扇1520番地１
債務者　大熊　　治
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
さいたま市見沼区大字大谷1974番地１　６－501、破産申立時の住所さいたま市北区別所町102番地５　星野ハイツ101
債務者　佐藤　春美
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇1306番地12
債務者　大貫　　浩
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９０号
埼玉県川口市青木４丁目27番26―104号　朝日プラザ川口青木
債務者　元山　和子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
さいたま市見沼区大字南中丸94番地５　エクセルガーデン大宮Ｄ201
債務者　古木　里沙
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
埼玉県川口市元郷５丁目24番13号　ルート元郷101号
債務者　佐藤　　愛
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番４―409号
債務者　松浦　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７号
福岡県築上郡上毛町大字土佐井864番地３
債務者　古原　靖之
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第８号
岩手県奥州市胆沢区小山字二枚橋33番地39
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第４８号
埼玉県川越市大字的場192番地９
債務者　田代　靖代（旧姓仲野谷）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５１号
埼玉県所沢市上新井３丁目53番地の３　ストークマンション富士307
債務者　濱野　陽子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１号
京都府宮津市字由良1093番地
債務者　足立　延之
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第７号
京都府京丹後市丹後町間人1953番地
債務者　蒲田　有香
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第４３５４号
大阪市鶴見区横堤１丁目２番15―405号
債務者　神山　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１０号
大阪市平野区加美西２丁目３番33号　シャトーＪＯＴＡ205号
債務者　池内　　聖
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部